

第138号議案

八王子市下水道条例の一部を改正する条例設定について

八王子市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年11月29日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市下水道条例の一部を改正する条例

八王子市下水道条例（昭和41年八王子市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 (略) 第1章の2 (略) 第2章 排水設備の設置等（第5条— 第10条の13 ） 第3章 (略) 第4章 (略) 第5章 (略) 附則 （指定の基準） 第10条の3 市長は、前条第1項の規定により指定の申請をした者が次に掲げる要件を満たしているときは、八王子市排水設備工事指定工事店として指定するものとする。指定の更新の場合も、同様とする。 (1) (略) (2) 営業所に専属する 第10条の8 に規定する排水設備工事責任技術者を、1名以上置くこと。 2 前項の規定にかかわらず 、市長は、前条第1項の規定により指定の申請をした者（法人にあつては、その代表者）が次の各号のいずれかに該当するときは、八王子市排水設備工事指定工事店の指定をしてはならない。指定の更新の場合も、同様とする。	目次 第1章 (略) 第1章の2 (略) 第2章 排水設備の設置等（第5条— 第10条の12 ） 第3章 (略) 第4章 (略) 第5章 (略) 附則 （指定の基準） 第10条の3 市長は、前条第1項の規定により指定の申請をした者が次に掲げる要件を満たしているときは、八王子市排水設備工事指定工事店として指定するものとする。指定の更新の場合も、同様とする。 (1) (略) (2) 営業所に専属する 第10条の7 に規定する排水設備工事責任技術者を、1名以上置くこと。 2 市長は、前条第1項の規定により指定の申請をした者（法人にあつては、その代表者）が次の各号のいずれかに該当するときは、八王子市排水設備工事指定工事店の指定をしてはならない。指定の更新の場合も、同様とする。

る。

- (1) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) (略)
- (4) 第10条の7の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (5) (略)

(指定工事店証の交付)

第10条の4 (略)

2 (略)

3 八王子市排水設備工事指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 第10条の7の規定により指定の効力を停止され、又は指定を取り消されたとき。
- (4) (略)

4 (略)

(変更の届出等)

第10条の6 八王子市排水設備工事指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他市規則で定める事項に変更があつたとき、第10条の3第2項第1号若しくは第2号のいずれかに該当するに至つたとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の停止又は取消し)

第10条の7 (略)

(排水設備工事責任技術者)

第10条の8 (略)

(登録の申請等)

第10条の9 (略)

2～4 (略)

5 市長は、第1項の規定により登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、排水設備工事責任技術者の登録をしてはならない。登録の更新の場合も、同

- (1) 成年被後見人又は被保佐人

- (2) 破産者であつて復権を得ないもの

(3) (略)

- (4) 第10条の6の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(5) (略)

(指定工事店証の交付)

第10条の4 (略)

2 (略)

3 八王子市排水設備工事指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 第10条の6の規定により指定の効力を停止され、又は指定を取り消されたとき。
- (4) (略)

4 (略)

(指定の停止又は取消し)

第10条の6 (略)

(排水設備工事責任技術者)

第10条の7 (略)

(登録の申請等)

第10条の8 (略)

2～4 (略)

5 市長は、第1項の規定により登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、排水設備工事責任技術者の登録をしてはならない。登録の更新の場合も、同

様とする。

- (1) 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 第8条第1項の規定による届出がなされていない排水設備等の新設等の工事を施行した者であつて、当該事実のあつたときから2年を経過しないもの
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 第10条の12の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

6 排水設備工事責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該排水設備工事責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(責任技術者証の交付)

第10条の10 (略)

2 (略)

3 排水設備工事責任技術者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく市長に責任技術者証を返納しなければならない。

- (1) 第10条の12の規定により登録の効力を停止され、又は登録を取り消されたとき。
- (2) (略)

4 (略)

(排水設備工事責任技術者の義務)

第10条の11 (略)

(登録の停止又は取消し)

第10条の12 市長は、排水設備工事責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月を超えない範囲内で期間を定めて登録の効力を停止し、又は登録を取り消すことができる。

- (1) 第10条の9第5項第1号又は第2号の欠格事由に該当するに至つたとき。
- (2)～(4) (略)

様とする。

- (1) 第10条の3第2項第1号から第3号まで又は第5号に該当する者

- (2) 第10条の11の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(責任技術者証の交付)

第10条の9 (略)

2 (略)

3 排水設備工事責任技術者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく市長に責任技術者証を返納しなければならない。

- (1) 第10条の11の規定により登録の効力を停止され、又は登録を取り消されたとき。
- (2) (略)

4 (略)

(排水設備工事責任技術者の義務)

第10条の10 (略)

(登録の停止又は取消し)

第10条の11 市長は、排水設備工事責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月を超えない範囲内で期間を定めて登録の効力を停止し、又は登録を取り消すことができる。

- (1) 第10条の3第2項第1号又は第2号の欠格事由に該当するに至つたとき。
- (2)～(4) (略)

(水質管理責任者の選任等)

第10条の13 (略)

(手数料)

第29条 市長が徴収する手数料は、次に掲げる申請を行う者から、これを徴収する。

- (1)~(3) (略)
- (4) **第10条の9第1項**の規定に基づく排水設備工事責任技術者の登録 1件につき 3,000円
- (5) **第10条の9第4項**の規定に基づく排水設備工事責任技術者の登録の更新 1件につき 3,000円
- (6) **第10条の10第4項**の規定に基づく責任技術者証の再交付 1件につき 1,

2・3 (略)

(水質管理責任者の選任等)

第10条の12 (略)

(手数料)

第29条 市長が徴収する手数料は、次に掲げる申請を行う者から、これを徴収する。

- (1)~(3) (略)
- (4) **第10条の8第1項**の規定に基づく排水設備工事責任技術者の登録 1件につき 3,000円
- (5) **第10条の8第4項**の規定に基づく排水設備工事責任技術者の登録の更新 1件につき 3,000円
- (6) **第10条の9第4項**の規定に基づく責任技術者証の再交付 1件につき 1,

2・3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。